

◆JASSO 給付奨学金 適格認定（学業）で判定される学業成績基準

学業成績の適格認定は年に1回、学年末に実施されます。単位数は当該年度末時点での累積単位数、GPAは当該年度の単年度 GPA で判定されます。

学業の適格基準

	学年末時点の成績
廃止 (返還が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 累積修得単位数が標準単位数（注1）の1割以下であるとき 3か月以上の停学、または退学処分を受けたとき 学修の実態が認められない状況であるとき ※災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められないときは、適格認定対象の学年の初日に遡って支給済の給付奨学金の返還が求められます。
廃止 (返還が不要)	<ul style="list-style-type: none"> 2年連続で「警告」を受け、2回目の「警告」の事由が【累積修得単位数基準を含む】とき 累積修得単位数が標準単位数（注1）の6割以下であるとき 卒業延期（回生進行保留）が確定したとき（注2） 学修意欲調査等に回答しない等、学修意欲が全く認められない状態であるとき
停止	<ul style="list-style-type: none"> 2年連続で「警告」を受け、2回目の「警告」の事由が【単年度 GPA 順位（注3）基準のみ】であるとき ※「停止」を受けた次年度の奨学金振込が1か年停止します。「停止」後最初の適格認定において「継続」となれば、その次の年度の奨学金は「復活」します。「継続」以外の認定を受けた場合、「復活」せず「廃止」となります。
警告	<ul style="list-style-type: none"> 累積修得単位数が標準単位数（注1）の7割以下であるとき 単年度 GPA 順位（注3）が下位1/4以下であるとき（注4） 学修意欲調査等で学修意欲が低い状態であると認められるとき ※支給を継続しますが、次回の適格認定時に再度「警告」の認定を受けた場合、「停止」または「廃止」となります。
継続	<ul style="list-style-type: none"> 上記どれにも属さないとき

（注1）標準単位数 = 要卒単位（卒業に必要な単位数）÷修業年限×在学年数（例：経済学部3回生基準の標準単位数=124÷4×3=93）

（注2）卒業延期とは「回生進行保留」を受けた場合のみを指します。（情報理工学部・薬学部）

（注3）GPAの順位は学生本人では確認できませんので、大学にて確認し、判定します。

（注4）社会的養護にて採用となった場合、この条件の警告のみ認定に含めません。

「廃止」「警告」になる単位数（以下のどれにも属さない時は、「継続」になります）

	要卒単位	1回生	2回生	3回生	4回生	5回生	6回生
廃止(返還が必要)	124	0～3単位	0～6単位	0～9単位	0～12単位		
廃止		4～18単位	7～37単位	10～55単位			
警告		19～21単位	38～43単位	56～65単位			
廃止(返還が必要)	128	0～3単位	0～6単位	0～9単位	0～12単位		
廃止		4～19単位	7～38単位	10～57単位			
警告		20～22単位	39～44単位	58～67単位			
廃止(返還が必要)	206	0～3単位	0～6単位	0～10単位	0～13単位	0～17単位	0～20単位
廃止		4～21単位	7～41単位	11～61単位	14～82単位	18～103単位	
警告		22～24単位	42～48単位	62～72単位	83～96単位	104～120単位	

※これまでに休学した期間がある場合、累積修得単位数は休学期間を考慮のうえで審査します。

※「要卒単位数」は、資格課程で修得した単位数（教職課程等）を含みません（一部の学部・学科を除く）。

給付奨学金受給中に休学した場合

年度内に判定された学業成績がある場合、適格認定の対象となります。

- 例）・春学期に在学し、秋学期に休学した場合：春学期成績のみで適格認定されます。
 ・春学期に休学し、秋学期に在学した場合：秋学期成績のみで適格認定されます。
 ・通年休学した場合：その年度の適格認定は対象外となります。

学業成績不振に斟酌すべきやむを得ない事情がある場合

「災害、傷病、その他、斟酌すべきやむを得ない（本人の責に帰さない）事由（注5）がある場合は、『廃止』『停止』『警告』区分に該当しない」という特例措置があります。

なお、本人のアルバイト過多や課外活動などによる成績不振は「斟酌すべきやむを得ない事由」に含まれません。

「斟酌すべきやむを得ない事由」に該当するか否かは、証明書と事情書の内容を基に判断されます。

詳しくは、年度末の適格認定結果が決定した際、対象者にのみ通知します。

（注5）本人および家族の病気等の療養・介護、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）など。それらに関する証明書と事情書の提出が必要です。